

ようにし、年金額は基準賃金の50%（現行40%）に引上げる。

③ 職業条件による就労不能の度合に応じて、正常年金受給資格年齢をさらに引下げることができるかどうかを検討する。

④ フランス経団連との協議を通じ、老齢者の職業再訓練事業の前進。

⑤ 社会保障金庫の社会活動資金の割当てを引上げ、老人に対するあらゆる援助活動を強化。

⑥ 一般的な住宅扶助手当の創設。

ブーラン社会保障相は、これらの措置は決して思いつきではなく、長期にわたって細心に考案された政策だと言明しているが、実際には、CGTとCFDTの2大労組が計画している老齢年金の改善要求に関する全国的キャンペーンを消し止めるために持ち出した消火器だといわれている。

これら二大労組の主張している主たる要求は、次の点にある。

① 老齢年金に関し、政府、使用者、労組による三者会談を開催すること。

② 退職年齢（正常年金の受給資格年令）を

一率に60歳へ引下すこと。

③ 年金額を就労期間中の最高の賃金10年間の平均額の75%とすること。

④ 老齢給付最低額を月額800フラン（現行270フラン）とすること。

前述の首相声明を見ても分るように、政府はこうした労組の要求を不合理なものとしているが、これをかなり気にしているのは事実である。事実、ブーラン社会保障相も5月20日の国会における答弁の中で、労組の要求の非合理性を次のように長々と説明している。

「一部の労組が提起している案は、果してまじめなものであるかどうか疑わしい。経済的社会的な均衡を大きな立場から維持していくなければならない政府としては、退職老齢の引下げ、年金額の引上げ、労働時間の短縮といった事項をすべて一挙に行うことはできない。従って政府のやるべきことは、優先順位を定め、選択の範囲を提示することである。

諸外国の例が何よりも反省の材料を与えてくれる。退職老齢が早いのは、社会水準の高い先進工業国であるが、これらの国においても退職年齢は65歳（米国、フィンランド、オース

トリア、英國、デンマーク）から67歳（スウェーデン）の範囲にあり、なかには70歳になっている国（カナダ、ノルウェー）もある。

退職年金制度においては、退職者のために支払を行っているのは現役の労働者たちである。従って、退職者の数をふやしたり、年金の給付額をふやそうとする新たな措置はすべて、現役の拠出者をへらし、現役の労働者の負担をさらに重くすることになる。

計画本部が1975年度について予測した老齢年金関係の経費は870億フランに上るが、退職年齢を引下げると同時に年金額を引上げると、これに加えてさらに1,000億フランを必要とする。こういった労組の要求をもしそのまま受入れると、現行の拠出率8.75%を1975年までに36%にまで引上げなければならなくなる。」

ブーラン社会保障相の弁明は一見もっともだと思われるが、それでもなお労組側のあらたな批判を免れることはできないであろう。

Le Monde, 4, 10; 4, 22; 5, 21.

Le Figaro, 5, 21.

（平山 隼 国立国会図書館）

政府の国民健康保険法案提出

(アメリカ)



連邦政府の発表によれば、1969—70会計年度の国民総医療費は672億ドルであり、対前年比が12.2%と急増している。このことはわが国の国民総医療費の約10倍であり、国民1人当たりにすれば、わが国の約5倍の医療費をアメリカ国民は支出していることになる。

さる2月18日、ニクソン大統領は議会に対し、新しい国民健康保険案を提案する「保健に関する特別教書」を送付したが、そのなかでも「過去1年間で国民総医療費は、約630億ドルから約700億ドルへと11%の上昇を示している。1960年時のそれは260億ドルであったから、以後約170%上昇したことになる。また1960年時には国民総生産の5.3%を医療費に支出したが、現在ではそれが約7%となっている」と述べている。

しかし、このようにアメリカ国民は世界一の医療費を支出しているながら、乳幼児死亡率は世界で13位、女子の平均寿命は11位、男子のそれは18位で、国民50人に1人は医師にかかり難い状態であり、国民保健の実情はきわめて低い。現行の老人健康保険制度および医療扶助制度の欠陥は、年々増大する有様であり、「ゆりかごから墓場まで」の全アメリカ国民をカバーする広範なサービスにもとづく政府の医療保険プログラムを要求する世論が、ここ1～2年の間に国民の中で急速に高まっている。これの具体的な圧力となったのは次の2要素、つまり、医療費および入院費の急上昇と、医師・看護婦およびその他の医療関係従事者の払底、病院・その他の類似施設の不足等を含む現行医療制度の欠陥に関する

国民の認識の普及、とであった。こうした国民の要求に応えるべく、各関係筋も新しい医療保険のプログラムをそれぞれ発表しているが(本誌第12号参照)、このほど大統領の提案にもとづき、政府案もかたまり、さる4月に議会に提出されたのである。

政府の国民健康保険案

ニクソン大統領は1月22日に発表した年頭教書において、新年の施政抱負の『6大目標計画』の1つとして、合衆国の現行医療サービスを改善し、より多くの国民を対象とする制度の確立を強調した。なお大統領は、この医療制度改革計画を『最優先』して行なう、とも述べたのであった。そして2月18日の議会への「保健に関する特別教書」において、大統領は70年代の保健政策として、すべてのアメリカ国民に医療を保証する新しい国民健康保険の立法化を要求した。大統領は、現行医療制度が瀕している危機回避のための全面改革には、全国民をカバーする医療保険制度の創設とともに、医師の充足、広範な公的医療サービスの提供、予防医療の完全実施をも